

公正取引委員会・中小企業庁共同開催ー下請法は取適法へー 改正ポイント説明会

# 中小受託取引適正化法の概要

一下請法 は 取適法 へ ー

令和7年9月 公正取引委員会 企業取引課

## 現行下請法の概要

法目的下	請取引の公正化・・下請事業者の利益保護
適用対象	①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引
①取引の内容	製造委託 修理委託 情報成果物作成委託 (プログラム) (運送・倉庫保管・情報処理)
②規模要件	親 資本金 3 億超 下請 資本金 3 億以下(個人含む)
@ <b>%3.2.3.</b>	事業者 資本金1千万超3億以下 事業者 資本金1千万以下(個人含む)
①取引の内容	情報成果物作成委託 (プログラム除く) (運送・倉庫保管・情報処理除く)
②規模要件	親 資本金 5 千万超 下請 資本金 5 千万以下(個人含む)
	事業者 資本金1千万超5千万以下 事業者 資本金1千万以下(個人含む)

	K 4.74
	771
700	

発注内容を明示する義務(発注書の交付)
取引に関する書類等を作成・保存する義務(2年)
支払期日(受領後60日以内)を定める義務
遅延利息(14.6%)の支払義務

<u>*木</u> 」	- 4	=	為
ᅏ		J	Sun

受領拒否	報復措置
支払遅延	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	割引困難な手形の交付
返品	不当な経済上の利益提供要請
買いたたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	

## 改正の背景・趣旨等

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、 「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。
- 中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、 サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の 実現を図っていくことが重要。
- 例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、 価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、 取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、 下請法の改正を検討してきた。

#### 規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加(物流問題への対応)

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の追加(適用基準の追加)

改正

従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分を新設

③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段(電子記録債権、ファクタリング等)についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止(価格据え置き取引への対応)

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

#### 「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等 の防止に関する法律
通称:下請法	略称:中小受託取引適正化法 通称:取適法
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金

## 改正理由

- ▶ 物品等の製造に用いられる金型のみが製造委託の対象物とされており、木型、治具等については、製造委託の対象物とされていない。
- ▶ 書面交付義務について、下請事業者から事前の承諾を得たときに限り、書面の交付に代えて、電磁的 方法により必要的記載事項の提供を行うことができる。
- ➤ 下請代金の**支払遅延については**、親事業者に対し、その下請代金を支払うよう勧告するとともに、<u>遅</u>延利息を支払うよう勧告することとされているが、減額については、当該規定が存在しない。
- ▶ 受領拒否等をした親事業者が動告前に受領等をした場合や、支払遅延をした親事業者が動告前に代金を支払った場合に、勧告ができるかどうかが規定上明確となっていない。

## 改正内容

- ◆ 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、金型と同様に製造委託の対象物として 追加する。【新第2条第1項】
- ◆ 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。【新第4条】
- ◆ <u>遅延利息の対象に減額を追加</u>し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から 実際に 支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする。【新第6条第2 項】
- ◆ **既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備**し、勧告時点において委託事業者の行 為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする。**【新第10条関係】**

## 取適法(改正下請法)の概要

法目的	中小受訊	E取引の公正化 · 中小受託	事業者の利益保	養	
適用対象	適用対象 ①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引				
①取引の内容	製造委託	後理委託 情報成果物作成 (プログラム		:務提供委託   特定運送委託	
	エニ	資本金3億超	→ 申小	資本金3億以下(個人含む)	
②規模要件	委託 事業者	資本金1千万超3億以下	→ 受託	資本金1千万以下(個人含む)	
	尹未白	常時使用する従業員300人超	事業者	常時使用する従業員300人以下(個人含む)	
①取引の内容		果物作成委託 役務提供 グラム除く) (運送・倉庫保管・)			
		資本金5千万超	中小	資本金5千万以下(個人含む)	
②規模要件	委託	資本金1千万超5千万以下	→ 受託	資本金1千万以下(個人含む)	
	事業者	常時使用する従業員100人超	事業者	常時使用する従業員100人以下(個人含む)	

**埜**止行為

C4.74
V. Car Tan

発注内容を明示する義務(発注書の交付)

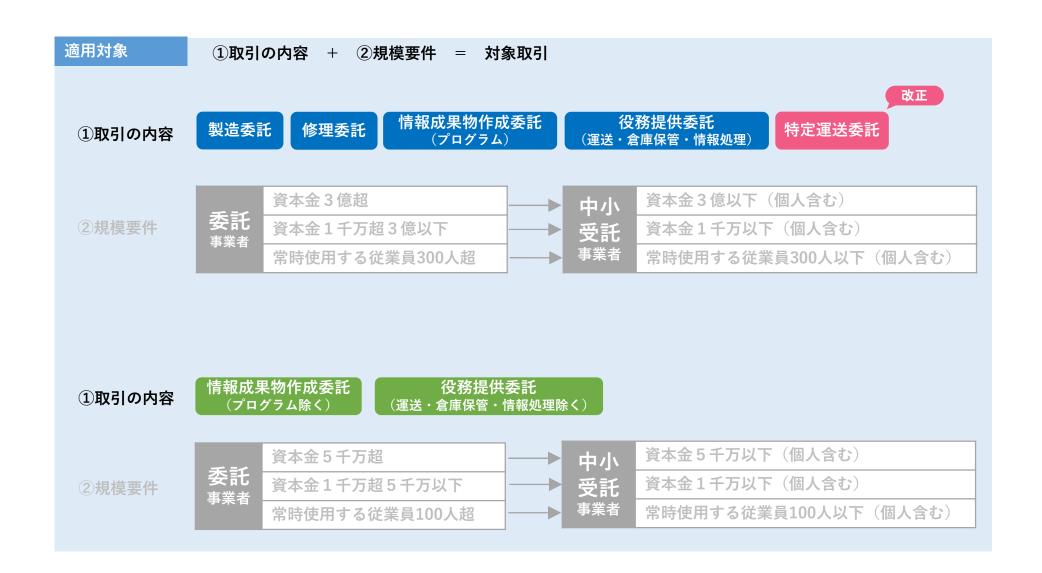
取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2年)

支払期日(受領後60日以内)を定める義務

遅延利息(14.6%)の支払義務

27.77 13 409	
受領拒否	報復措置
支払遅延(手形払い等の禁止)	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	割引困難な手形の交付
返品	不当な経済上の利益提供要請
買いたたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

## 取引の内容

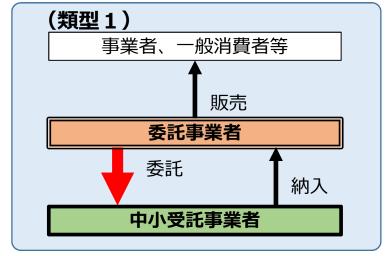


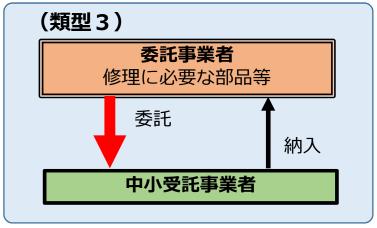
## 製造委託

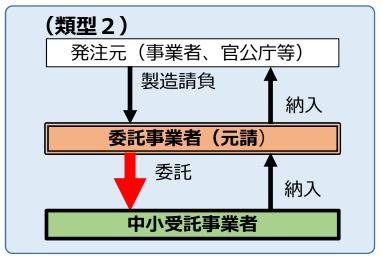
物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、<u>規格、品質、形状、デザイン</u>などを指定して、他の事業者に物品の製造や加工などを委託することをいいます。

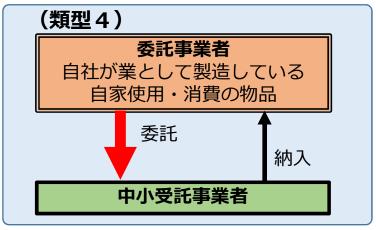
※「物品」とは有体物をいう(運用基準案)











※ ―― が取適法の対象となる取引

## 木型等の対象追加

- 現行の下請法の製造委託においては、物品等の製造のほか、物品等の製造に用いられる金型の製造については適用対象。
- 改正により、専ら物品等の製造に用いる木型、工作物保持具(治具)等の製造を製造委託 の適用対象に追加。

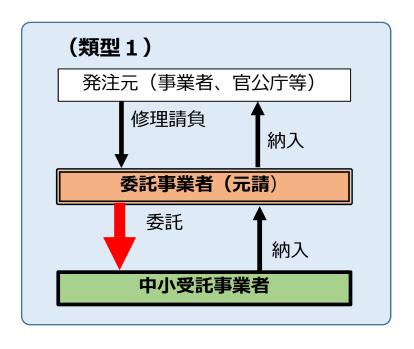
## 運用基準 (案)

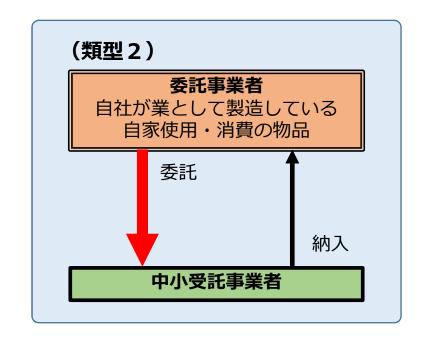
「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託すること」をいう(法第2条第1項)。

専らこれらの製造に用いる型	目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、これ らの製造専用のもの
その他の物品の成形用の型	例えば、樹脂製の型など
工作物保持具	いわゆる治具をいう
専らこれらの製造に用いる特殊な工具	汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用 のもの

## 修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者に委託することをいいます。

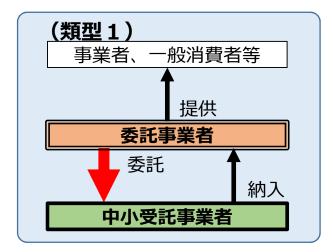


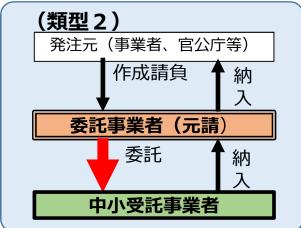


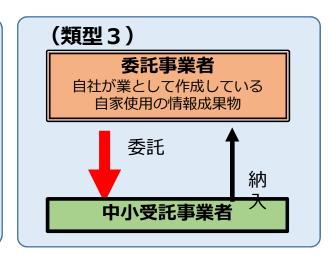
- ※ が取適法の対象となる取引
- ※ 修理とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加えて元来の機能を回復させることを 指し、物品の価値や性能を高めるようなものは修理には当たりません。
- ※ 発注元への出張修理は、物品を納入するという行為が発生しませんが、修理に該当します。

## 情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者にその作成作業を委託することをいいます。







※ 一 が取適法の対象となる取引

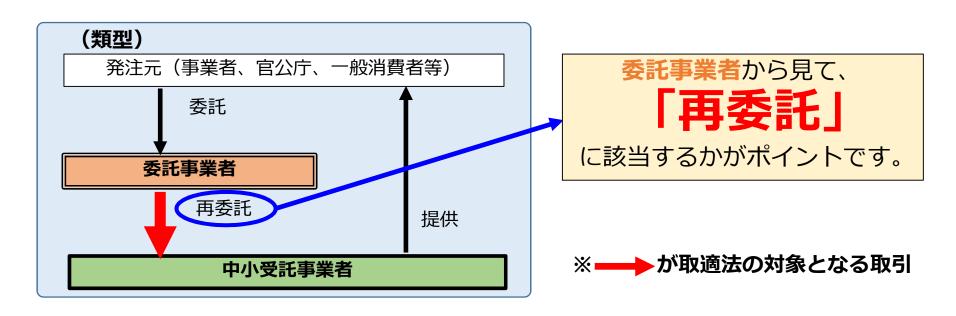
#### 情報成果物とは

- プログラム(例:TVゲームソフト、会計ソフトなど)
- 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの(例:アニメーションなど)
- 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの (例:設計図、ポスターのデザインなど)

また、情報成果物には、物品等の附属品(例:家電製品の取扱説明書の内容)、内蔵部品(例:家電製品の制御プログラム)、物品の設計・デザインに係わる作成物全般(例:ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図)も含まれます。

## 役務提供委託

他者から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス(役務)の提供を請け負った事業者が、 請け負った役務の提供を他の事業者に委託することをいいます。



#### ※ 建設工事は取適法の適用対象外

- 取適法では、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません。
- これは、建設工事の下請負については、建設業法において取適法と類似の規定が置かれており、請負契約の適正化等が別途図られているためです。

#### ※ 自ら利用する役務(自家利用役務)は取適法の適用対象外

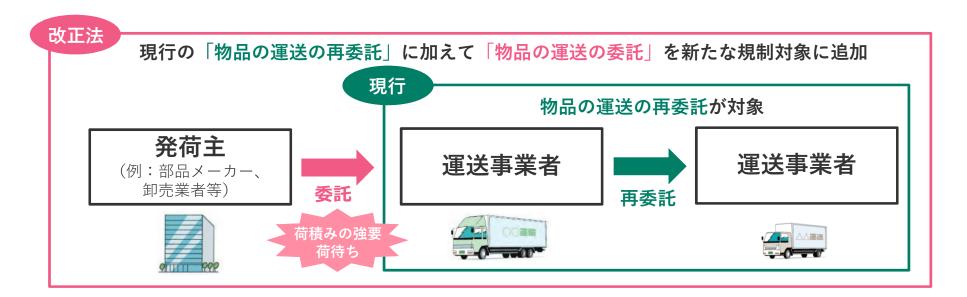
- 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する 役務は含まれません。
- 自家利用役務の例としては、自社工場の清掃業務を清掃業者へ委託する場合、社内研修を 外部講師へ委託する場合などが挙げられ、これらの委託は適用対象外となります。

## 改正理由

- ▶ 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外 (独占禁止法の物流特殊指定で対応)である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題 (荷役・荷待ち)が顕在化している。

## 改正内容

◆ <u>発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として</u> <u>追加</u>し、機動的に対応できるようにする。



## 特定運送委託とは

## 事業者が業として、

- ・ 販売する物品
- ・ 製造を請け負った物品
- 修理を請け負った物品
- ・ 作成を請け負った情報成果物が記載・記録・化体された物品

について、

その取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対して運送する場合に、 その**運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託**すること

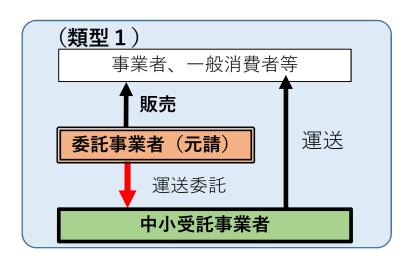
### 【運用基準(案)】情報成果物が記載・記録・化体された物品

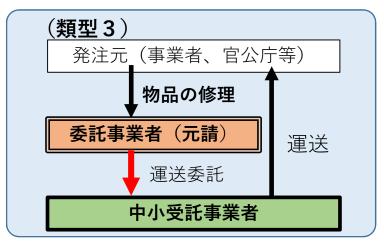
例)広告用ポスター、設計図、会計ソフトのCD-ROM、建築模型、デザインの試作品など

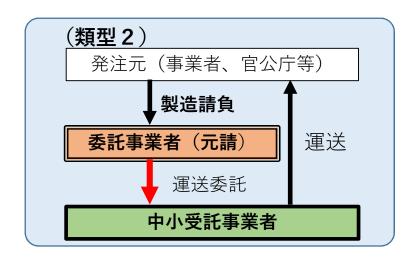
### 【運用基準(案)】取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)に対する運送

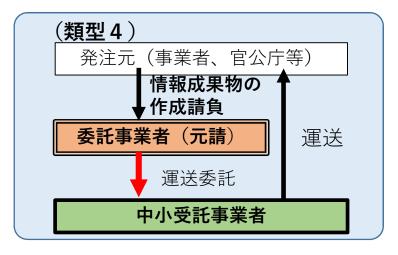
- 販売等の取引の相手方(当該相手方が指定する者を含む。)の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、**運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない**。
- 運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、不当な経済上の利益提供要請に該当する。

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け 負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する 場合に、その運送の行為を他の事業者に委託すること









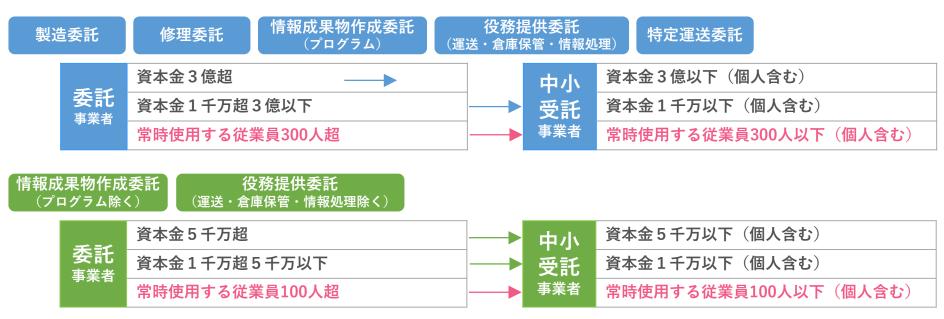
適用対象 ①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引 情報成果物作成委託 役務提供委託 製造委託 修理委託 特定運送委託 ①取引の内容 (運送・倉庫保管・情報処理) (プログラム) 資本金3億超 資本金3億以下(個人含む) 中小 委託 ②規模要件 資本金1千万超3億以下 受託 資本金1千万以下(個人含む) 事業者 事業者 常時使用する従業員300人以下(個人含む) 常時使用する従業員300人超 情報成果物作成委託 役務提供委託 ①取引の内容 (プログラム除く) (運送・倉庫保管・情報処理除く) 資本金5千万以下(個人含む) 資本金5千万超 中小 委託 資本金1千万超5千万以下 資本金1千万以下(個人含む) ②規模要件 事業者 事業者 常時使用する従業員100人以下(個人含む) 常時使用する従業員100人超

## 改正理由

- ▶ 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- ▶ 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

## 改正内容

- 適用基準として**従業員数の基準を新たに追加**する。
- 具体的な基準については、<u>本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法</u>令との関連性等の観点から、従業員数300人(製造委託等)又は100人(役務提供委託等)を基準とする。



## 資本金基準と従業員基準の適用関係 運用基準 (案)

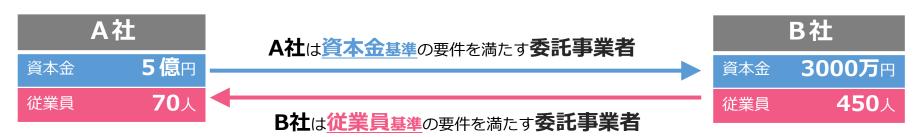
- 委託取引ごとに規模要件を判断。
- 従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。

資本金基準	従業員基準	適用される基準
•	×	資本金
×	•	従業員
	•	<b>資本金</b> *
×	×	適用対象外

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

※ 相互に委託取引を行っている場合に、資本金基準で委託事業者に該当する者が従業員基準で中小受託事業者に、資本金基準で中小受託事業者に該当する者が従業員基準で委託事業者に、それぞれ該当することがある。

### (製造委託の場合)



## 常時使用する従業員について 運用基準 (案)

### 「常時使用する従業員」とは

その事業者が使用する労働者(労働基準法第9条に規定する労働者をいう。)のうち、**日々雇い入れられる者(1か月を超えて引き続き使用される者を除く。)以外のもの**をいう。

#### 「常時使用する従業員の数」とは

当該事業者の**賃金台帳の調製対象となる対象労働者**(労働基準法第108条及び第109条、労働 基準法施行規則第55条及び様式第20号等)の数によって算定するものとする。

#### ○労働基準法(昭和22年法律第49号)

(定義)

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。)に使用される者で、賃金を支払われる者 をいう。

#### (賃金台帳)

第百八条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払 の都度遅滞なく記入しなければならない。

#### (記録の保存)

第百九条 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。

#### ○労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)

第五十五条 法第百八条の規定による賃金台帳は、常時使用される労働者(一箇月を超えて引続き使用される日々雇い入れられる者を含む。) については様式第二十号日々雇い入れられる者(一箇月を超えて引続き使用される者を除く。)については様式第二十一号によつて、 これを調製しなければならない。

## 委託事業者の義務

## 委託事業者の4つの義務

### 義務

- ① 発注内容を明示する義務 (発注書の交付)
- ② 取引に関する書類等を作成・保存する義務(2年)
- ③ 支払期日(受領後60日以内)を定める義務
- ④ 遅延利息(14.6%)の支払義務

## 発注内容等を明示する義務

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法等)を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければならない

## 発注書面に記載すべき事項(※意見公募の対象の規則案)

- ①委託事業者及び中小受託事業者の名称
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日
- ③ 中小受託事業者の給付の内容
- ④ 中小受託事業者の給付を受領する期日
- ⑤中小受託事業者の給付を受領する場所
- ⑥ 中小受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
- ⑦ 製造委託等代金の額
- ⑧ 製造委託等代金の支払期日

- ⑨ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け 又は支払可能額及びその始期、委託事業者が製造委 託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額 を金融機関へ支払う期日
- ⑩ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ① 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、 引渡しの期日、決済期日及び決済方法
- ② 明示しないものがある場合に、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定める予定期日

書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電 磁的方法により提供可能とする。

## 運用基準 (案)

- 法第4条第1項の規定による明示は、明示事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。
- 明示事項が中小受託事業者の使用に係る電子計算機(コンピュータ、スマートフォン等)の映像面に文字、番号、記号その他の符号で明確に表示されるものでなければならない。

### 電磁的方法による提供

電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法

電子メール、EDI等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法

電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を中小受託事業者に交付すること

● 委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、その事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、 当該書面を交付しなければならない。

## 取引に関する書類等を作成・保存する義務

委託事業者は、給付内容、製造委託等代金の額など、取引に関する記録を書類または電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられている

#### 具体的な必要記載事項(※意見公募の対象の規則案)

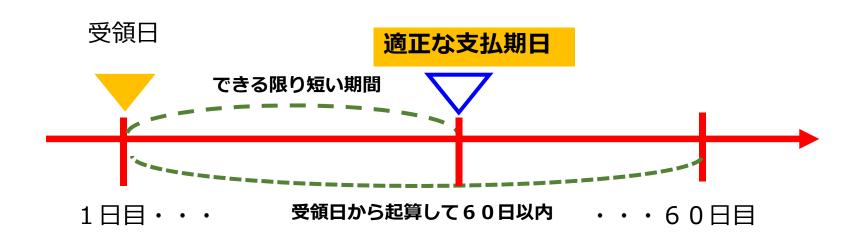
- ① 中小受託事業者の名称
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託 又は特定運送委託をした日
- ③ 中小受託事業者の給付の内容
- ④ 中小受託事業者の給付を受領する期日
- ⑤ 中小受託事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日
- ⑥ 中小受託事業者の給付の内容について検査をした場合は、 検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった 給付の取扱い
- ⑦ 中小受託事業者の給付の内容について、変更又はやり直し をさせた場合は、内容及び理由
- ⑧ 製造委託等代金の額
- ⑨ 製造委託等代金の支払期日
- ⑩ 製造委託等代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
- ⑪ 支払った製造委託等代金の額、支払った日及び支払手段
- ② 製造委託等代金の支払につき金銭以外の支払手段を使用した場合は、以下の事項
  - イ 当該支払手段の種類、名称、価額
  - ロ 支払手段を使用した日
  - ハ 中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得る こととなる金銭の額その引換えに関する事項

- ③ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払った日、その他当該貸付け又は支払に関する事項
- ④ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日、その他当該電子記録債権の使用に関する事項
- ⑤ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、 引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑩ 製造委託等代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除 した場合は、その後の製造委託等代金の残額
- ① 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を 支払った日
- ® 明示しないこととした事項がある場合に、当該事項の内容が定められなかった理由、当該事項の内容を明示した日及びその内容

## 支払期日を定める義務

委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、製造委託等代金の支払期日を定めなければならない。

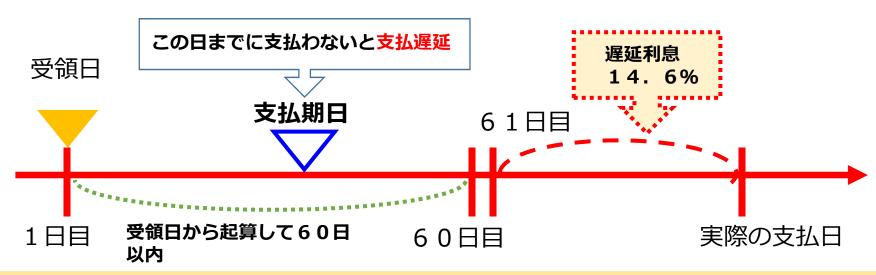
- ア 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- イ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、 受領した日から起算して60日を経過した日の前日



## 遅延利息を支払う義務

委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ中小受託事業者に対して遅延利息(年率14.6%)を支払う義務がある

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率(10%など)を定めていても、その約定利率は適用されません。



※ 「遅延利息を支払えば製造委託等代金の支払を遅らせてよい」というものではありませんので御注意ください。

## 委託事業者の禁止行為

- 委託事業者による以下の11項目の禁止行為
- 中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は本法違反となります

## 委託事業者の禁止行為

## 第5条第1項に該当する行為

- ① 受領拒否の禁止 改正
- ② 製造委託等代金の支払遅延の禁止 (手形払等の禁止)
- ③ 製造委託等代金の減額の禁止
- ④ 返品の禁止
- ⑤ 買いたたきの禁止
- ⑥ 購入・利用強制の禁止
- ⑦ 報復措置の禁止

## 第5条第2項に該当する行為

- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ○割引困難な手形の交付
- ⑨ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑩ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑪ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

改正

## 受領拒否

- 中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること。
- 発注の取消し、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に該当。

「受領」とは

中小受託事業者が納入したものを検査の有無に関わらず受け取る行為であって、委託事業者が**事実上支配下に置けば、受領**したことになります。

テレビ局



#### 番組制作会社

中小受託事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、番組出演者の不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組の映像データを受領しなかった。

スーパー



### 食料品メーカー

中小受託事業者の事情を考慮せずに一方的に納期の短縮を指示し、中小受託事業者は従業員を残業させて間に合うように努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産したプライベートブランド商品を受領しなかった。

## 受領を拒むことができる場合 = 中小受託事業者に責任がある場合

- 中小受託事業者の給付の内容が発注書面に明記された**委託内容と異なる場合**又は中小受託事業者の給付に**瑕疵等がある場合**
- 中小受託事業者の給付が、発注書面に明記された**納期までに行われなかったため、給付そのものが不要** になった場合

26

## 支払い遅延

- 発注した物品等の受領日から、60日以内に定められている支払期日までに代金を支払わない こと
- 物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払う必要

## 注意点 「毎月末日納品締切、翌月末日支払」といった締切制度を設ける場合

- 締切日から期間ではなく、**受領(納品)から支払までの期間が60日を超えないことが必要**
- 検査合格してから期間ではなく、**受領(納品)から支払までの期間が60日を超えないことが必要**
- 支払日が金融機関の休業日と重なる場合、**事前に中小受託事業者と合意及び書面化しているのであれば、** 2日間までは順延が認められる

### 注意点

「中小受託事業者からの請求書の提出が遅かったから」というのは、**支払遅延を正当化する理由にはならない** 

### ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を 超えて製造委託等代金を支払っていた。

### 精密機械メーカー



部品メーカー

中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

## 改正理由

▶ 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める 商慣習が続いている。

## 改正内容

- 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段と して、 **手形払を認めないこととする**。
- 電子記録債権やファクタリングについても、<u>支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を含む</u> 満額)を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

## 支払遅延に該当



## 金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準案)

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権(いわゆる「でんさ いしなど)などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を含む満額)を得 ることが困難であるものについては認めない(支払遅延に該当)。

「金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と 引き換えることが困難であるものを使用すること」とは

### 金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段をいう。

例) ● 電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支 払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託 事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

● 一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支 払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小 受託事業者に負担させていた。

満期日が支払期日 <b>以前</b>	•	但し、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。
満期日が支払期日より後	×	たとえ割引料を委託事業者が上乗せして負担したとしても、中小事業者が支払期 日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を行うなどの行為が必要なため。

## 製造委託等代金の減額

- 中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
- 協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法にかかわらず減額行為が禁止されている

#### 自動車メーカー



#### 部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用する ことにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて製造 委託等代金を支払っていた。

### ゲームソフトメーカー



#### デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、製造委託等代金の額を減じていた。

#### 減額できる場合

### = 中小受託事業者に責任がある場合

#### (※運用基準案)

#### ●受領拒否

中小受託事業者の責めに帰すべき理由(瑕疵、納期遅れ等)がある場合であって、

- ① 中小受託事業者の給付の受領を拒んだ場合
- ② 受領した場合に、委託事業者が手直しに要した費用など客観的に相当と認められる額を減ずるとき
- ③ 受領した場合に、商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減ずるとき

#### ●返品

中小受託事業者の責めに帰すべき理由(瑕疵、納期遅れ等)がある場合であって、

- ① 中小受託事業者に、その給付に係るものを引き取らせた場合
- ② 当該給付を受領した後、委託事業者が自ら手直した費用など客観的に相当と認められる額を減ずるとき
- ③ 当該給付を受領した後、商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減ずるとき

- 企業取引研究会において、**代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習**であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反と するよう、運用基準を見直すこととする。

## 改正前

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、 <u>下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、</u>親事業者が負担した実 費の範囲内で当該手数料を<u>差し引いて下請代金を支払うことが認められる。</u>

## 改正案

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、 委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から<u>差し引いて支払うことは減額に当たる。</u>

## 遅延利息の対象となる禁止行為に「減額」を追加<sub>[新第6条第2項</sub>]

#### これまで

支払期日までに製造委託代金等を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払いが行われる日までの期間、その日数に応じて遅延利息(年率14.6%)を支払う義務。



支払期日までに製造委託代金等を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際 に支払いが行われる日までの期間、その日数に応じて遅延利息(年率14.6%)を支払う義務。

#### 改正内容

また、中小受託事業者の責任がないのに、発注時に決定した製造委託代金の額を減じた場合、実際に減じたが額の支払いをする日までの期間について、減じた額に対して遅延利息を支払う義務を追加。この場合における遅延利息の起算日は、減額を行った日又は中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日。



※製造委託等代金を減じた日(①)又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日(②)のいずれか 遅い日が起算日となります。

なお、②以降に減額を行った場合には、製造委託等代金を減じた日から減額に対する遅延利息が発生することとなります。

## 返品

- 中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領後に返品すること
- 不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限って、返品することが可能

### 電気機器メーカー



部品メーカー

生産計画の変更を理由に、余剰になった部品を返品していた。

### 広告制作会社



### 広告制作会社

中小受託事業者に制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由に返品していた。

## 返品できる場合 = 中小受託事業者に責任がある場合

- 中小受託事業者の給付の内容が発注書面に明記された**委託内容と異なる場合**
- 中小受託事業者の給付に瑕疵等がある場合

## 買いたたき

- 通常支払われる対価に比べて著しく低い代金を不当に定めること
- 「通常支払われる対価」とは、同種又は類似品等の市価。
- 製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に十分協議を重ねた上で定める必要

#### 家電メーカー



#### 部品メーカー

量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

### 荷主



#### 運送会社

従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る製造委託 等代金の額を定めた。

#### 判断要素

### ①~④を総合考慮

- ① 製造委託等代金の額の決定に当たり、中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

## 購入・利用強制

● 中小受託事業者に発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者が指定する物(製品、原材料等)、役務(保険、リース等)を強制して購入、利用させること

#### 冠婚葬祭業者



#### 取引先納入業者

冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等の実施を委託している中小受託事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理等の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させていた。

### 注意点

「委託事業者が指定する物、役務」とは、<mark>委託事業者自らが販売するものに限らない。</mark> 委託事業者の子会社、関連会社、取引先特約店等が販売する商品、役務も含まれます。

### 「強制して」とは

- ① 物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせている場合も含まれる。
- ② 中小受託取引においては、委託事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、中小受託事業者に とってはその依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、中小受託事業者に購入等を余儀 なくさせていると認められる場合は本法違反となる。

### 報復措置

改正

● 委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は<u>事業所間省庁</u>に知らせたことを理由 に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをすること

### 本規定のねらい

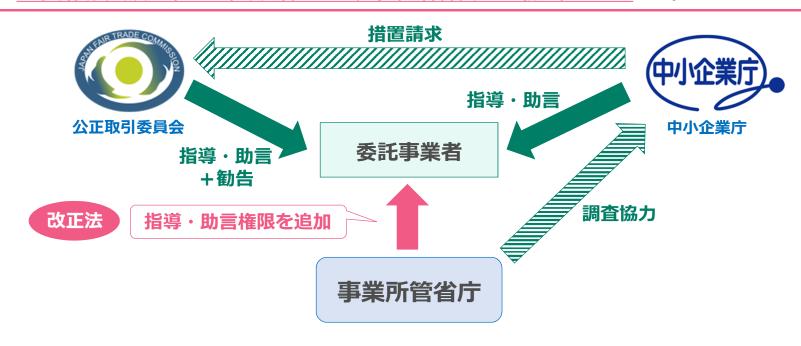
中小受託事業者が委託事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁、事業所管省庁に対し、委託事業者の本法違反行為を申告できるようにするため

### 改正理由

- ▶ 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所 管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁(「トラック・物流Gメン」など)に通報した場合、本法の<u>「報復措置の禁止」の対象となっていない</u>。

### 改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、<u>「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公</u> 正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



### 有償支給原材料等の対価の早期決済

● 委託事業者が有償支給する材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、中小 受託事業者に責任がないのに、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払日より 早く、原材料等の対価を支払わせること

### 金属メーカー



部品メーカー

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日よりも早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

#### 中小受託事業者に責任がある場合

- ① 中小受託事業者が支給された原材料等を毀損又は損失し、納入すべき物品の製造が不可能になった場合
- ② 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
- ③ 支給された原材料等を他に転売した場合

### 不当な経済上の利益の提供要請

- 委託事業者が自己のために、中小受託事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること
- 製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請

荷主



#### 運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

### 番組制作会社



### アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

### 以下のような方法で要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある

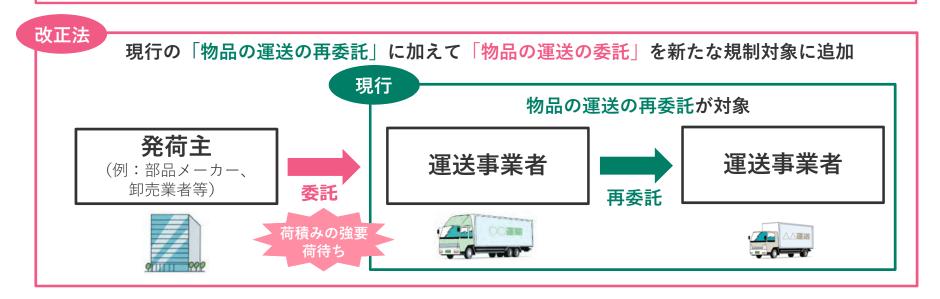
- ① 購買・外注担当者等**中小受託取引に影響を及ぼすこととなる者が**中小受託事業者に金銭・労働力の提供 を要請すること。
- ② 中小受託事業者ごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること。
- ③ 中小受託事業者に対して、**要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ④ 中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。 39

### 改正理由

- ▶ 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外(独占禁止法の物流特殊指定で対応)である。
- ♪ 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題 (荷役・荷待ち) が顕在化している。

### 改正内容

◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として 追加し、機動的に対応できるようにする。



運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供 させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、 不当な経済上の利益提供要請に該当する。

### 運用基準案

- 7 不当な経済上の利益の提供要請
- 部品等の製造委託に関し、その発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、その製造に用いる型等(金型、木型、治具、検具、製造設備等)の保管費用(型等の保管に要する費用。例えば自社倉庫の使用料相当額、外部倉庫の使用料、倉庫等への運送費、メンテナンス費用等)を支払わず、中小受託事業者に当該型等を保管させることは、法第5条第2項第2号に該当する。

なお、当該型等について、委託事業者が所有する場合のほか、中小受託事業者が所有する場合であって 委託事業者が事実上管理しているとき(例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき)も同様である。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

- ▶ 7-5 型・治具の無償保管要請
  - 委託事業者は、機械部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、中小受託事業者が所有する金型・治具の廃棄には委託事業者の承認を要することとした上で、当該機械部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、中小受託事業者に無償で金型・治具を保管させた。
- ▶ 7-6 受領拒否に伴う商品の無償保管要請
  - 委託事業者は、食品用包装資材等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した食品用包装資材等を受け取らず、その期日以降、別途納入を指示するまでの間、中小受託事業者に対し、無償で当該食品用包装資材等を保管させた。(この場合、当該食品用包装資材等の受領拒否についても法に違反する。)

### 不当な給付内容の変更・やり直し

● 中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後に やり直しや追加作業を行わせる場合、中小受託事業者が作業に当たって負担する費用を委託事 業者が負担しないこと

#### 荷主



#### 運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

#### 番組制作会社



### アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

#### 考え方

- 給付内容の変更又はやり直し自体を禁止するものではなく、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに」給付内容の変更又はやり直しをさせることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することを禁止している。
- 給付内容の変更又はやり直しのために必要な費用を委託事業者が負担するなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

# 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

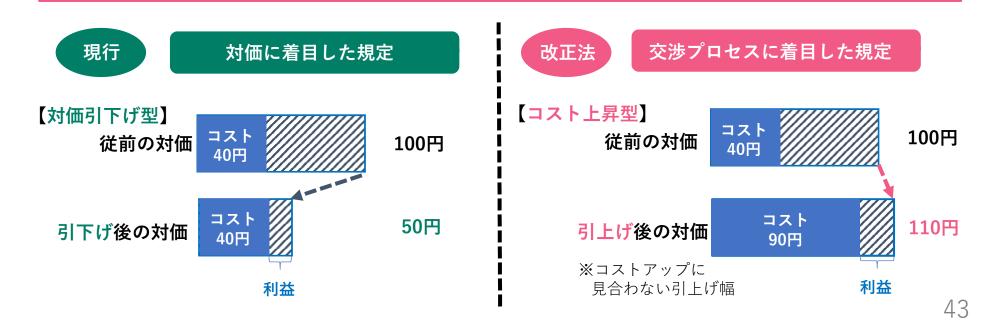
● 委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

### 改正理由

- ▶ コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- ▶ そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

### 改正内容

「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、 中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委 託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事 業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



## 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 [新第5条第2項第4号関係]

## 運用基準(案)

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」すること

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

「中小受託事業者が製造委託 等代金の額に関する協議を求 めたにもかかわらず、当該協 議に応じず」とは

中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を 含む。

「中小受託事業者の求めた事 項について必要な説明若しく は情報の提供をせず」とは 中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

「一方的に製造委託等代金の 額を決定すること」とは

- ・中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、 前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託 等代金の額が定められた場合が該当する。
- 「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げることのほか、据え置くことも含まれる。

## 運用基準(案)

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、委託事業 者が次のような方法をとったときは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に 該当し、これによって委託事業者が一方的に代金を決定した場合は、法第5条第2項第4号に該当する。

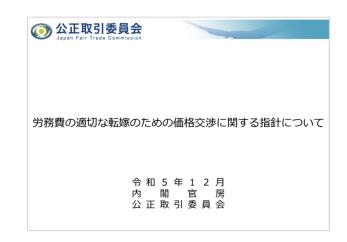
- 中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ば す等により、協議に応じないこと。
- 中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の 提示を協議に応じる条件とすること。
- 中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供を することなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。
- 委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由 の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること。

# パンフレット等











## 相談窓口

### 相談窓口

#### 公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 TEL 03(3581)3375(直) https://www.iftc.go.jp

#### 北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 TEL 011(231)6300(代)

#### 東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 TEL 022(225)8420(直)

#### 中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 TEL 052(961)9424(直)

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口 0120-060-110

#### 近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 TEL 06(6941)2176(直)

#### 近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館 TEL 082(228)1520(直)

#### 近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館 TEL 087(811)1758(直)

#### 九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 TEL 092(431)6032(直)

#### 沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL 098(866)0049(直)

### オンライン窓口

独占禁止法違反被疑事実に関する申告

下請法違反被疑事実に関する申告

買いたたきなどの親事業者に関する情報提供(匿名可)

労務費の転嫁に関する情報提供(匿名可)









# 下請振興法改正法の概要

(下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律)

新名称:「受託中小企業振興法」

経済産業省 中小企業庁

# 目次

1. 現行振興法等の概要

2. 改正振興法の内容等

3. 振興法に関連する取組等

# 1. 現行振興法等の概要

目次

2. 改正振興法等の内容

3. 振興法に関連する取組等

# 現行下請振興法の概要 ※下請中小企業振興法(1970年制定)

- 1. 趣旨·目的
- 下請関係を改善し、下請中小企業の振興を図るための法律。
- 2. 適用対象
- (1) + (2) を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。
  - (1)委託契約類型(下請法と同様)

(2)資本金(下請法より広い)

顧客

委託契約

親事業者 (発注者)

委託契約

下請事業者 (受注者)

資本金3億円

発注者と発達者

物品の製造を委託 役務(サービス)の提供を委託

物品 製造 委託 役務(サービス)の提供を委託

## 3. 具体的な措置

- ① 経済産業大臣が「振興基準」※を定める。
  - ※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定(29業種・79団体)

(例:「『労務費の指針』に沿って十分に協議を行う」、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」等)

- ② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言。
- ③ **調査、公表** (例:価格交渉・転嫁の状況の「企業リスト」(延べ985者) を、社名入りで公表)
- ④ 下請企業と親企業が協力して作成する<mark>「振興事業計画」</mark>について、金融支援。

# 振興法に基づく「振興基準」について

- ○「振興基準」は、振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中 小受託事業者が「よるべき一般的な基準」
- 振興基準は、
  - ①振興法に基づく大臣名での「指導・助言」の基準、
  - ②各業界団体(約80団体)が作成する自主行動計画で、振興基準の遵守が 謳われ、
  - ③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を 宣言・公表する

ことから、**発注者の取引方針の適正化**に活用しうるもの

### 受託中小企業振興法(令和8年1月1日施行)

### (振興基準)

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

(指導等)

第4条 **主務大臣は**、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受 託事業者又は委託事業者に対し、振興基準に定める事項について、指導又は助言を行 うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。

# 1. 現行振興法等の概要

目次

# 2. 改正振興法等の内容

3. 振興法に関連する取組等

# 下請振興法の改正事項の概要①(多段階の事業者が連携した取組への支援)

#### 

4次請け以上

# 改正内容①(多段階の事業者が連携した取組への支援)

の取引先まで含めて、価格交渉」しない

商習慣。

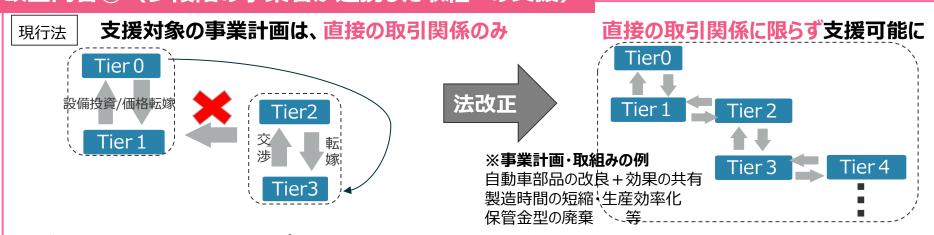
【第5条関係】

80%

■ 0 割 ■マイナス

20% 40% 60% 9~7割 6~4割 3~1割 27.6% 1.5%40.2%

100%



- ◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。
  - ⇒ 直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促す メッセージ

# 下請振興法の改正事項の概要②(国・地方公共団体の責務規定新設)

### 課題②(地方公共団体における取引適正化対策)

▶ 地方における価格転嫁の推進には、
都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要。

### <取組例>

- ①パートナーシップ構築宣言 (発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。5.8万社) の普及のために経済団体との協定締結
- ②宣言企業への補助金加点等のインセンティブ
- ③価格交渉セミナーの実施

### ※パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組

「第5回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議(令和5年12月)」 経産省資料



【新第23条関係】

## 改正内容②(国・地方公共団体の責務規定新設)

- ◆ <u>地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公</u> 共団体等が密接な連携の確保に努める旨を規定。
  - ⇒ 全国津々浦々の価格転嫁を推進

新たな取組:全国47都道府県に設置されている下請かけこみ寺に寄せられる中小企業からの声の一層の

活用のための連携強化

# 下請振興法の改正事項の概要③(主務大臣の権限強化「勧奨」)

### 課題③(主務大臣による指導助言を受けても改善しない例)

- ▶ 下請Gメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、主務大臣による指導・助言を実施。
  - ⇒ 取引方針が改善される等、一定の効果あり。
- ▶ 他方、何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者も存在。
  ⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、どのような取組を講じるべきか、具体的な
  - 検討が不十分な者あり。

## 改正内容③(主務大臣の権限強化「勧奨」)

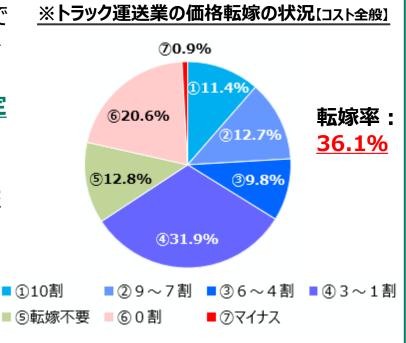
【第4条関係】

- ◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して、その実施を促す(「勧奨」する)ことができる旨を規定。
  - ⇒ 価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。
  - ※下請法違反事業者に対しては下請法に基づき対応。

# 下請振興法の改正事項の概要④ (適用対象の追加)

### 課題4) (i発荷主-元請運送事業者の取引、ii資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁)

- ▶ トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位であり(価格交渉促進月間(2024年9月))、商流の源(発荷主-元請運送)から価格転嫁を推進する必要。
  - ⇒ <u>運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定</u> 着させる必要。
- ▶ サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。



### 改正内容④ (適用対象の追加)

【新第2条第1項第6号、第4項、第5項関係】

- ◆ ①発荷主-運送の取引 (下請法と同様) ②従業員の大小関係がある委託事業者 (下請法と同様) ③ <br/>
  法より広い) を追加。
  - ⇒ 中小企業同士等、**下請法の対象外の取引も含めて、**支援または指導・助 言・勧奨の対象とし、**価格転嫁・取引適正化を浸透させる**

# 下請振興法の改正事項の概要⑤(「下請」という用語の改正)

## 改正内容⑤(「下請」という用語の改正)

【題名、第1条、第2条等関係】

◆「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。

「下請中小企業」 ⇒「受託中小企業」

「親事業者」 ⇒「委託事業者」

「下請中小企業振興法」⇒「受託中小企業振興法」

# 法改正をふまえた「振興基準」の改正

### 1. 振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者**双方が適正な利益**を得て、直接の取引先から**更に先の** 取引先も含めた事業者間の協力や、サプライチェーンの深い層を含む、サプライチェーン全体 で付加価値向上を目指す旨を明確化。

2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、 取引における留意事項の追記

取適法運用基準(通達)に記載の**不適切な取引事例は行わないこと**や、**手形払いの禁止**、サプライチェーン全体での**支払手段の適正化**に努める旨を追記。

また、「契約後に不当な**やり直し・受領拒否が生じないよう**発注内容を明確化」「**発注量**が予定より合理的理由なく**大きな乖離**が生じる場合の、**発注者からの自主的協議」**を促す旨を規定。

### 3. 振興事業計画の活用促進

複数の取引段階(事業者 1→2→3)の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

### 4. 振興基準を活用しやすく整理(例:「交渉」に関する規定の集約など)

価格交渉、転嫁を求める立場の**中小受託事業者が活用しやすいよう**、交渉、転嫁に関する ルールを集約するなど**構成を整理**。 中小企業が、本基準を**交渉等で活用すべき旨**も明記。

### 5. 「下請」等用語の改正

「親事業者」→ 「委託事業者」、「下請事業者」→ 「中小受託事業者」 等

# 目次

1. 現行振興法等の概要

2. 改正振興法等の内容

3. 振興法に関連する取組等

# 各業界団体による自主行動計画の策定

### 取引適正化に向けた自主行動計画 策定団体 31業種84団体 (令和7年8月時点)

自動車(日本自動車工業会/日本自動車部品工業会)、

素形材 (日本金型工業会/日本金属熱処理工業会/日本金属プレス工業協会/日本ダイカスト協会/日本鍛造協会/日本鋳造協会/日本鋳鍛鋼会/日本粉末冶金工業会/日本鍛圧機械工業会/日本工業炉協会/日本バルブ工業会)、

機械製造業(日本建設機械工業会/日本産業機械工業会/日本工作機械工業会/日本半導体製造装置協会/日本ロボット工業会/日本分析機器工業会/日本計量機器工業連合会/日本鉄道車輌工業会)、

航空宇宙(日本航空宇宙工業会)、

繊維(日本繊維産業連盟)、

紙・紙加工(日本製紙連合会/全国段ボール工業組合連合会)、

電機・情報通信機器 (電子情報技術産業協会/日本電機工業会/カメラ映像機器工業会/情報通信ネットワーク産業協会/ビジネス機械・情報システム産業協会)、

情報サービス・ソフトウェア(情報サービス産業協会)、

流通 (日本スーパーマーケット協会/全国スーパーマーケット協会/日本フランチャイズチェーン協会/日本チェーンドラッグストア協会/日本ボランタリーチェーン協会/日本DIY・ホームセンター協会)、

家具・建材・住宅設備(日本建材・住宅設備産業協会/アジア家具フォーラム/日本オフィス家具協会/日本家具産業振興会/全日本ベッド工業会/日本ガス石油機器工業会)、

金属(日本電線工業会/日本鉄鋼連盟/日本アルミニウム協会/日本伸銅協会)、

防衛(日本防衛装備工業会)、

警備(全国警備業協会)、

化学 (日本化学工業協会/塩ビ工業・環境協会/化成品工業協会/石油化学工業協会/日本ゴム工業会/日本プラスチック工業連盟)、

通信(電気通信事業者協会)、

放送コンテンツ(放送コンテンツ適正取引推進協議会)、

トラック運送 (全日本トラック協会)、

建設(日本建設業連合会)、

金融(全国銀行協会)、

商社 (日本貿易会)、

印刷(日本印刷産業連合会)、

造船(日本造船工業会/日本中小型造船工業会)、

住宅(住宅生産団体連合会)、

広告(日本広告業協会)、

電力(送配電網協議会)、

食品製造業(食品産業センター/酒類業中央団体連絡協議会)、

食品卸売業(日本加工食品卸売協会/日本外食品流通協会/日本給食品連合会/全国給食事業協同組合連合会/全国青果卸売市場協会/全国魚卸売市場連合会)、

飲食業(日本フードサービス協会)、

不動産管理業(マンション管理業協会/日本賃貸住宅管理協会)、

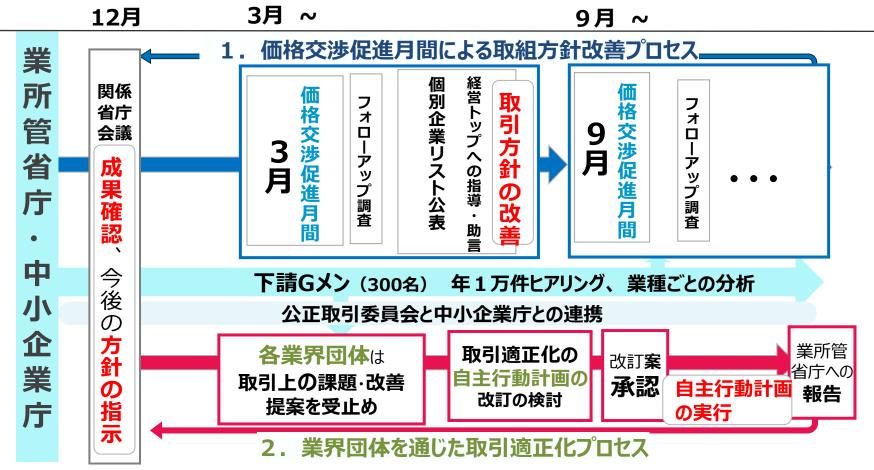
映画・アニメーション制作業 (日本動画協会/日本映画製作者連盟/協同組合日本映画製作者協会/日本映像職能連合/日本映画制作適正化機構)、

その他のサービス業 (全国ビルメンテナンス協会)

**13** 

# 取引方針の改善サイクル(個別企業および各業界全体)

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が高騰する中、コスト上昇分をサプライチェーン全体で適切に 分担し、中小企業の賃上げ原資を確保するためにも、以下の2つの適正化プロセスを確立し、価格 転嫁はじめ取引適正化を継続的に推進。
  - 1 価格交渉促進月間の推進により、個別企業の取引方針の改善
  - 2 業界団体を通じ、業界全体での取引適正化



# パートナーシップ構築宣言

## パートナーシップ構築宣言とは

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。以下 2 点を盛り込んでいる。

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等)
- (2) <u>下請企業との望ましい取引慣行(「振興基準」)</u>の遵守、特に、<u>取引適正化の重点5課題</u> <u>(※)への取組</u>
  - ※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの 保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止



# ご静聴ありがとうございました。

アンケートへの御回答よろしくお願いします。



https://forms.gle/r3uas9RbpwvbRs4N6

# 参考資料

# 適正取引講習会

# 適正取引講習会

### 1. 価格交渉講習会

- 取引先との価格交渉に役立つツールやポイントを解説し、実際の事例を基に具体的なアドバイスを提供する講習会
- 専門家による個別相談会も開催
- 全国47都道府県にて対面開催(各1回)
- 受講者の満足度は高く、延べ8000人以 上が参加(令和6年度実績)

### 参加申し込みはこちら→

#### 講習会参加者の声 Voice's





講習会の内容が今後の価格交渉 にすぐに取り入れられるような 実践的なものだった。公的機関 のサポートや相談窓口も積極的 に活用したいと思う



## 2. 中小受託取引適正化法(下請法)講習会

- 改正下請法の基礎知識を学べる無料のオンライン講習会、理解をさらに深められるE ラーニングを提供
- 社内、地域で幅広く参加可能
- ビジネスシーンに精通した弁護士が解説
- 理解度、満足度共に80%以上



参加申し込みはこちら →

https://tekitorisupport.go.jp/

(適正取引支援サイト)

# 振興事業計画

# 振興事業計画の概要 (下請振興法第5条)

- **下請事業者等**と、**親事業者**は、下請中小企業を振興する事業 (※1) について、振興事業計画を 作成し、主務大臣の承認を受けることができる制度。
- 保険の限度額の別枠化、低利融資等の支援措置を受けられることによって、親事業者と下請事業者による設備投資や事業の共同化を促進。

### ▶ 承認のポイント

- 振興事業の目標及び内容
- 振興事業の実施時期
- 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	対象企業者	根拠法	対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率(年率)
下請振 興関連 保証 (57)	承認を受けた 振興事業計 画に従って振 興事業を実 施する下請事 業者たる中小 企業者	「下請中小 企業振興法」 (昭和45 年法律第 145号)	<ul><li>○振興事業資金</li><li>○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠</li></ul>	80%	普通·無担保 0.41% (手形割引等特殊·当座貸越特殊 0.35%) 特別小口 0.19% (手形割引等特殊·当座貸越特殊 0.15%) 流動資産担保 0.29%

# 振興基準の改正

# 改正「振興基準」の規程の整理(項目は法律列挙順)

# 第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

- 1 中小受託事業者の努力
- 2 委託事業者の努力

# 第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

- 1 基本契約の締結(旧第8)
- 2 契約条件の明確化及び書面等の交付
- 3 発注の手続事務の円滑化等
- 4 発注分野の明確化
- 5 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
- 6 発注の安定化、リードタイムの確保等
- 7 納期及び納入頻度の適正化等
- 8 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化
- 9 取引停止の予告
- 10 知的財産の保護及び取引の適正化(旧第8)

### 第3 <u>中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び</u> 事業の共同化に関する事項

1 情報化への積極的対応

### 第4 <u>対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の</u> 改善に関する事項

- 1 中小受託事業者に対する威圧的交渉の禁止(旧第7)
- 2 対価の決定の方法の改善
- 3 代金の支払方法の改善
- 4 納品の検査の方法の改善
- 5 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善
- 6 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善
- 7 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

#### 第5 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

- 1 振興事業計画(新規追加)
- 2 特定連携事業

### 第6 <u>中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する</u> 事項

- 1 一般的留意事項
- 2 自然災害等への対応に係る留意事項
- 3 事業承継に向けた取組(旧第3)

#### 第7 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

- 1 受託取引の紛争に関する協議及び紛争解決のあっせん
- 2 受託取引に係る紛争の未然防止及び取引の適正化のため の体制整備

# 第8 受託取引の機会の創出の促進<u>その他受託中小企業の振</u>興のため必要な事項

- 1 業種別ガイドライン及び自主行動計画
- 2 パートナーシップ構築宣言
- 3 計算書類等の信頼性確保
- 4 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化
- 5 支援施策の活用
- 6 受託取引の機会の創出の促進

#### 前文

- 本基準は、<mark>受託中小企業振興法</mark>(昭和45年法律第145号。以下「法」という。)<mark>第3条第1項の規定に基づき経済</mark> <mark>産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」である。</mark>

本基準の目的は、受託取引における中小受託事業者の事業運営の方向性、委託事業者が行う発注の在り方等を示し、受託中小企業の振興を図ろうとするものである。

中小受託事業者の事業活動は、委託事業者の取引方針、発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、まず何よりも、委託事業者と中小受託事業者の取引の公正と、これを通じた中小受託事業者の価値向上への意欲の確保と適正な利益の確保が図られなければならない。その上で、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係の構築を促す必要がある。

このため、委託事業者は、<mark>直接の取引先の中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者も含めて、</mark>その提供する製品・サービス等の価値や潜在力を長期的かつ広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。 更に、需要者(顧客)も含めたサプライチェーン全体での適正取引が実現するよう、直接の取引関係にある委託事業者と中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組が望まれる。

中小受託事業者は、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、委託事業者に対し発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善を求めて協議・交渉を申し入れるなど、法の適用対象が広いことも有効活用し、個別の取引において本基準の内容・考え方を積極的に活用することが望まれる。また、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の自助努力を行うべきである。

本基準は、中小受託事業者又は委託事業者の事業を所管する省庁(以下「事業所管省庁」という。)の担当大臣その他関係行政機関の長が、法の目的を達成するために行う指導、助言及び勧奨の根拠となる考え方を示すとともに、事業所管省庁が業種別に策定する「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」(以下「業種別ガイドライン」という。)の策定又は改定に当たり参照されるものである。また、本基準は、事業者団体等による「自主行動計画」の策定又は改定に当たり主要な要素の一つとして参照されるものである。さらに、委託事業者及び中小受託事業者の望ましい取引慣行の遵守等を事業者の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」のひな形の作成又は改定に当たり参照されることが期待される。

24

#### 第1 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の 品質の改善に関する事項

#### 2 委託事業者の努力

委託事業者は、中小受託事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、中小受託事業者の要請に応じ、中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上並びに経営管理及び人事・労務管理の改善に際し、助言、研修、従業員の派遣等の協力を行うほか、中小受託事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努める。また、中小受託事業者の脱炭素化、情報化等を支援し、他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。その際、脱炭素化に伴うコストは、サプライチェーン全体で負担し、中小受託事業者のみに負担が寄せられないように配慮する。

#### 第2 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注 方法の改善に関する事項

#### 2 契約条件の明確化及び書面等の交付

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、中小受託事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用(型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。)、支払手段、 支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件について、書面等(電子メールその他の 電磁的記録を含む。以下同じ。)による明示及びその交付を徹底する。

#### <u>6 発注の安定化、リードタイムの確保等</u>

(4) 委託事業者は、発注予定数量を中小受託事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合にはであって、下請事業者から要請があったときは、その費用負担の軽減に配慮しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする。

#### 8 設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化

(1) 委託事業者は、<mark>契約後に</mark>不当なやり直し<mark>や受領拒否</mark>が生じないよう、発注に際して中小受託事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確にするものとする。

#### 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

#### 2 対価の決定の方法の改善

(2) 委託事業者及び中小受託事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。委託事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

その際、一方的な業界慣行に基づく対価の決定や従前の対価からの減額を行ってはならないほか、委託事業者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律に関する運用基準(平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「取適法運用基準」という。)に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」、「中小委託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」を行わないことを徹底する。

#### 3 代金の支払方法の改善

(2) 代金の支払は、<mark>取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、</mark>できる限り現金によるものとする。 少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。なお、代金を中小受託事業者の銀 行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者は、振込手数料を中小受 託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないものとする。

#### 4 納品の検査の方法の改善

(2) 委託事業者は、(1)の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに納品に係る目的物等の検査を行うものとする。 なお、検査の実施にかかわらず当該目的物を自己の支配下に置いた日を受領日とする。

#### 第5 中小受託事業者の連携の推進に関する事項

#### 1 振興事業計画

委託事業者、中小受託事業者及び当該中小受託事業者から委託を受ける中小受託事業者等は、中小受託事業者の技術の向上、生産性の向上、製品の改善等によって、さらにその先の中小受託事業者等への価格転嫁を含めたサプライチェーン全体での共存共栄を図るものとし、その際、法第5条第1項の振興事業計画の活用も検討するよう努めるものとする。また、振興事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

#### (1) 振興事業計画の目標

中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業であること。

#### (2) 振興事業の実施時期

振興事業計画の実施時期は、原則として1年以上3年以内とすること。

#### (3) 振興事業に必要な資金の額及び調達方法

株式会社日本政策金融公庫からの借入れ又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業 に係る資金の借入れを行う場合にはその旨及び金額を記載すること。

# 価格交渉促進月間

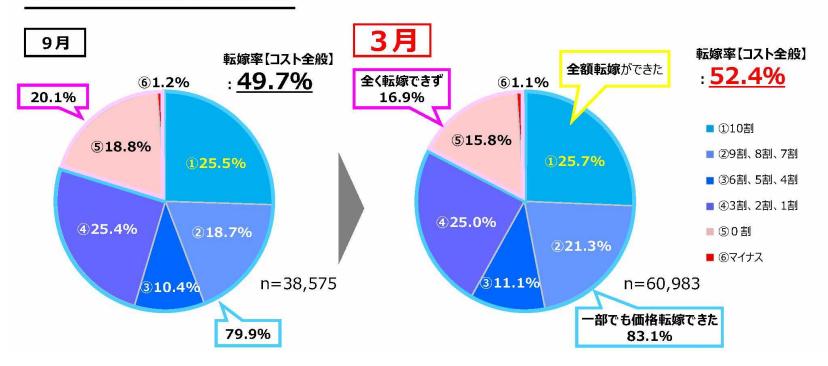
## 2025年3月の価格交渉促進月間の結果①

## 価格転嫁の状況①【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- **コスト全体の価格転嫁率**は**52.4%**。昨年9月より約3ポイント増加(前回49.7%→52.4%)。
- 「一部でも転嫁できた」割合(①②③④)は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合(⑤⑥)は減少(前回20.1%→16.9%)。
  - ▶ 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

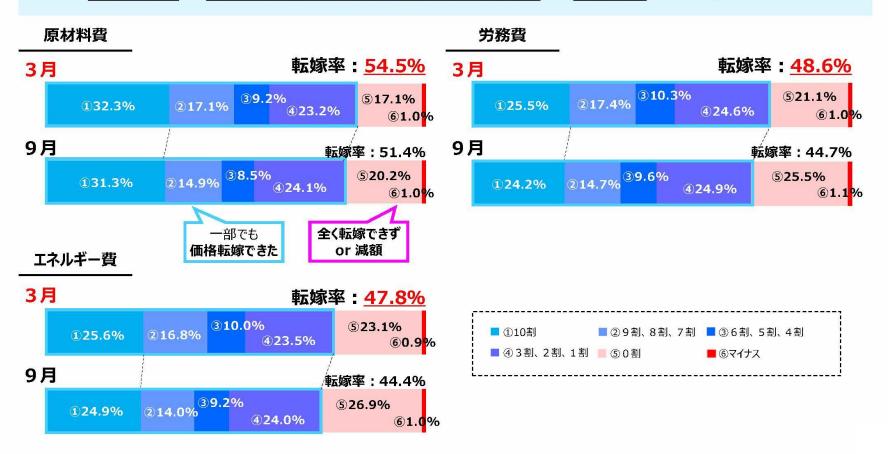
#### 直近6か月間における価格転嫁の状況



## 2025年3月の価格交渉促進月間の結果②

### 価格転嫁の状況②【コスト要素別】

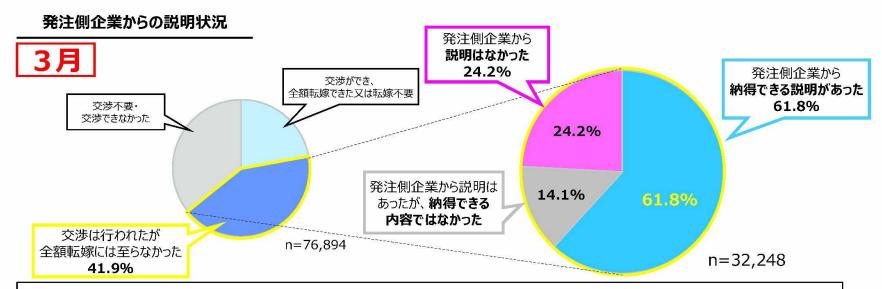
- ※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布
- 労務費の転嫁率は、前回から約4%ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。
- エネルギー費の転嫁率も、前回から約3%ポイント上昇したものの、コスト全般の転嫁率より低い水準。
  - > 労務費指針や、原材料費·エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準等を引き続き周知していく。



## 2025年3月の価格交渉促進月間の結果③

## 価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業 (全体の41.9%) のうち、「発注側企業から説明 はあったものの、納得できるものではなかった」又は「発注側企業からの説明はなかった」とする回答が約4割 (前回39.6%→38.2%)。
  - ▶ 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、価格に関する十分な説明も求めていく必要。 協議において、必要な説明又は情報の提供をしない、一方的な価格決定を禁止する「中小受託取引適 正化法」の周知を徹底していく。



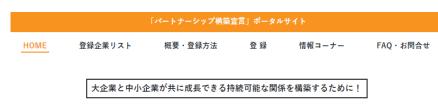
#### アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲コスト上昇を踏まえ、赤字根拠について記入した資料を提出し、**何度も価格交渉を申し入れたが全く応じてもらえなかった**。
- ▲コストアップの根拠を示した価格を提示したが、発注企業側から、根拠の説明がない価格を一方的に通知された。

# パートナーシップ構築宣言

- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表されます。
- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、SDGSの目標と紐付けた活動のPRも可能です。

#### ■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト



## 「パートナーシップ構築宣言」

ポータルサイト





登録企業リスト 現在の登録数 11138 社 「パートナーシップ構築宣言」の 概要 登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の
登録

[URL] <a href="https://www.biz-partnership.jp">https://www.biz-partnership.jp</a>



#### ■ロゴマーク

宣言を行った企業は、パートナー シップ構築宣言の「ロゴマーク」を 使用することができます。



#### ■ SDGSアクションプラン2023

SDGsを推進するための具体的な施策を政府がとりまとめた「SDGSアクションプラン2023」において、パートナーシップ構築宣言の推進が、以下の6つの目標に関する施策として登録されています。宣言内容に応じて、これらの目標と紐付けて自社の活動のPRいただくことが可能です。

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 13.気候変動に具体的な対策を
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう













● 以下などの補助金で加点を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

#### <中小企業庁補助金>

#### ●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

➡中小企業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた、革新的な 新製品・新サービスの開発や海外需要開拓に必要な設備投資等を 支援。

#### く資源エネルギー庁補助金>

#### ●省エネルギー投資促進支援事業費補助金

→工場・事業場等の産業・業務部門における、省エネ性能の高い設備・ 機器への更新に係る費用の一部を支援。

#### ●災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な 燃料備蓄の推進事業費補助金

➡避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、 石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンク等の購入や設置工 事費に要する経費の一部を補助する。

#### ● ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業

➡ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物について、 先進的な技術等の組合せによるZEB化の実証を支援し、その成果 の横展開を図る。

#### ●中小企業新事業進出促進補助金

→企業の成長・拡大を通した生産性向上や賃上げを促すために、中小 企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への 進出にかかる設備投資等を支援。

## ●再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業

→再生可能エネルギーの自立的な導入拡大を進め、安定的かつ適切な エネルギー需給構造の構築を図ることを目的とし、再生可能エネルギー 発電設備に併設するFIP認定を取得した蓄電池の導入の経費の一 部を補助。

#### ●省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費 補助金

→工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う 設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は 省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入、脱炭素につながる 電化・燃料転換を伴う設備更新を支援。

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

■ 以下などの補助金で加点を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

#### <経済産業省補助金>

#### ●コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業費補助金

- ➡国内のライブエンタメ等のコンテンツ産業の活動を下支えし、収益力を 回復させるため、
  - (1)コンテンツ自体のデジタル化に関する取組
  - ②コンテンツの展開・配信・収益化に関する取組 を実施することを通じて海外展開に必要となるデジタル技術を軸に今 後応用性のある取組を支援。

#### ●地域復興実用化開発等促進事業費補助金

→福島イノベーション・コースト構想において重点的に取り組む分野について、地元企業等又は地元企業等と連携して行う実用化開発等を支援。

#### ● 自立·帰還支援雇用創出企業立地補助金

➡原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等及び福島国際研究産業都市区域を対象に、工場等の新増設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る。

#### ●アジア等ゼロエミッション化人材育成等事業

→アジア新興国等を巻き込んだ脱炭素化を目指すため、日本企業が有する省エネ技術の海外移転の支援や、日本企業が有するカーボンニュートラル実現のための先進技術に関するセミナー実施等の支援を実施。

#### ●皮革産業振興対策事業費補助金

→日本の皮革関連産業の発展及び競争力強化を図るため、自ら改革 意欲を持って前向きな取組みを行う皮革関連産業事業者を支援。

#### ● 伝統的工芸品産業支援補助金

➡「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」の規定された計画に基づき、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品の組合、団体及び事業者等が実施する、原材料確保対策事業、若手後継者の創出育成事業、他分野や他産地との連携事業、国内外の大消費地等での展示会への出展等に対して支援。

## ●ワクチン生産体制強化製造拠点等整備事業補助金

→平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、感染症有事にはワクチン製造へ切り替えることができるデュアルユース設備を有する拠点の整備に取り組む企業等に対して支援。

## ●中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

⇒地方における持続的な賃上げ実現に向けて、地域の雇用を支える中 堅・中小企業が、人手不足等の喫緊の課題に対応し、成長していく ことを目指して行う大規模投資を支援。

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

■ 以下などの補助金で加点を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

#### <他省庁補助金>

#### ● 先進的設備等を活用した放送コンテンツ製作促進 事業

➡高品質コンテンツの製作を促進するため、国内でコンテンツを製作する 者に対し、海外での放送・配信を前提とした実写コンテンツの制作に おける、先進的な設備又は放送機材を取得又は使用する際に要す る経費等の一部を支援。

#### ●酒類業振興支援事業費補助金

➡日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るため、酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援。

#### ●地域型食品企業等連携促進事業

→持続的な食料システムの確立に向けて、都道府県が地域の食品企業 や農林漁業者等の多様な関係者が参加するコンソーシアムを設置し、 地域の核となる食品企業が農林漁業者等と連携・協調した新たなど ジネスの創出や、食品企業間の協調を図る実証等の取組を支援。

#### ●地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

⇒地域の食品企業や農林漁業者等が参加するコンソーシアムにおいて、 国産原材料の活用等の付加価値向上に向けた新しい食品ビジネス を創出する取組等を支援。

#### ●持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち産 地連携推進緊急対策事業補助金

→食品製造事業者が実施する産地を支援する取組や産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備の導入等の取組を支援。

#### ●中小物流事業者の労働生産性向上事業

→中小トラック運送事業者に対し、荷役作業の効率化(荷役時間の 短縮・荷役負担の軽減)等に資する機器等の導入等に係る費用の 一部を補助。

#### ●二地域居住等促進事業費補助金

→二地域居住等における中長期的な課題の解決に向けた先導的な取組を支援し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題解決に資する対策や取組の実装を図る。

※加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

■ 以下などの補助金で加点を受けることができます。加点される補助金は、今後追加見込みです。

#### <他省庁補助金>

- ●中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等 導入等支援事業
- →中小トラック運送事業者に対し、荷役作業の効率化(荷役時間の 短縮・荷役負担の軽減)等に資する機器等の導入等に係る費用の 一部を補助する。

#### ●モーダルシフト等推進事業

➡温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物 流体系の構築を図るため、荷主及び物流事業者等物流に係る関係 者によって構成される協議会が実施するモーダルシフト等の取組みを 支援。

<sup>※</sup>加点措置のある補助金については、ポータルサイトで随時更新します。

一定規模以上の企業は、賃上げ促進税制を活用時に宣言が必要です。2022年度から拡充された税制は、2023年3月末以降の税務申告から適用されます。

#### ■賃上げ促進税制

継続雇用者の賃金を引き上げた場合、増加分の15%以上(最大30%)を法人税額等から控除。

(適用期間:2022年 4月~2024年3月に始まる事業年度)

#### 【適用要件】

通常要件:継続雇用者給与等 支給額が、前事業年度より3% 以上増えていること

- ※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000 人以上の企業については、上記の要件に加え、マルチステークホルダー方針を公表していることが必要
- ▶ 上乗せ要件①:継続雇用者給 与等支給額が、前事業年度より 4%以上増えていること
- ▶ 上乗せ要件②:教育訓練費の 額が、前事業年度より20%以上 増えていること

#### 【税額控除】

控除対象雇用者給与等支給増加 額の15%を法人税額又は所得税 額から控除

税額控除率を10%上乗せ

税額控除率を5%上乗せ

マルチステークホルダー方針の中で、パートナーシップ構築宣言を公表していることが必要

- コーポレートガバナンス・コードでは、サステナビリティを巡る課題として、「取引先との公正・適正な取引」が新たに位置づけられた。
- また、コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針においては、取締役会の役割として、「パートナーシップ構築宣言」の宣言状況・実行状況を監督することが新たに位置づけられた。

#### ■コーポレートガバナンス・コード

(東京証券取引所 令和3年6月改訂) 抜粋

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則 2 - 3 ① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

### ■コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務 指針 (CGSガイドライン)

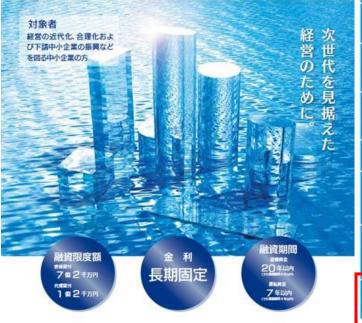
(平成29年3月策定·平成30年9月、R4年7月改訂)

※2022年7月19日改訂 C G S ガイドライン抜粋

取引先との公正・適正な取引については、監督の具体的な方法の一つとして、「パートナーシップ構築宣言」を行っているかどうかについての状況や、宣言している場合にはその実行状況について取締役会が監督することが有益である。

● 日本政策金融公庫の「企業活力強化資金」において、パートナーシップ構築宣言を宣言している企業が、宣言内容に基づく取組を実施するために必要な設備資金や長期の運転資金について、長期固定金利の資金融資を受けることが可能。





	ご利用いただける方	ご利用いただける資金 (注1)	融資限度額	融資利率 (注2)	融資期周
A	卸売薬、小売薬、飲食サービス薬、サービス薬を含む方、またはこれらの方で構成された事業線同組合など	次の①一個に必要な設備資金および長期連転資金並びに当に必要な長期連転資金並びに当に必要な長期連転資金 ①合理化、共同化などを図るための設備の取得 ②セルフサービス店の取得 ③集配センターの取得 却売業 名に限る) ④ショッピングセンターへの入 居(却売業者を除く) ⑤販売促進・人材確保		設備資金 2億7千万円まで(土地に係る資金 は除く) (一定の要件を満たす商店もの空き 店舗へ出店するために必要な資金お よび地域商店街活性化事業計画地を作成した商店街振覧組合などの地区 る認定商店街振覧組合などの地区に おいて事業を行うために必要な資金 については、2億7千万円を限度と して、特別和率② 2億7千万円起 基準利率	股葡萄金 20年以内 (5年首爾紀辛以內 (5年首章金 7年以内 (5年首爾紀辛以內
В	中心市街地関連地域(大規模店関連地域の 一部および中心市街地など)において創売 薬、小売薬、飲食サービス薬 または不動産賃貸業を営む方(は3)	上記 A の①~④および新分野へ の進出に必要な設備資金および 長期運転資金並びに⑤に必要な 長期運転資金		2億7千万円まで 特別利率の、① 2億7千万円超 基準利率	
С	中心市街地送性化法に規定する特定民國中心市 街地経済活力向上事第計画の認定に基づき、中 小小売報業高度化事業、特定職業施設等整備事 第および同法章7条億10項第1号に掲げる 事業のいずれかの事業を実施する方	当該事業を実施するために必要 な設備資金および長期連転資金		特別中③	
D	中心市街地活性化法に規定する特定回貨中心市街 地経療法力向上事等計画の姿定に基づき整備され た施設において即分第、小売等、飲食サービス第 およびサービス等のいずれかの事業を考む方、ま たはこれらの方で概点された事業協同組合など	上記日と同じ		2億7千万円まで 特別利率3 2億7千万円超 基準利率	
E	下語中小企業振興法に基づき特定下語連携事 業計画の認定を受けた連携体を概成する方	認定計画の実施のために必要な 設備資金および長期運転資金	直接貸付 7億2千万円	2億7千万円まで(土地に係る資金は除く) 特別利率① 2億7千万円超 基準利率	
F	取引先に対する支払条件の改善に取り組む方	ご利用いただける方が必要な設備資金および長期運転資金	代理貸付 1億2千万円	基準利率 ただし、手形を完全規金化する方 または手形サイトを 60 日以内に 短線化する方が必要とする資金に ついては2億7千万円まで 特別利率の	
G	親事業者の生産拠点の開御・線小、発注内容 の見直しまたは脱炭素化の取組みの受済に作 い、自らの取引環境の改善に取り組む方	ご利用いただける方が必要な改 備資金および長期連転資金		基準利率 ただし、限炭素化の取組みの要語 に伴い、自らの取引環境の改善に 取り組む方が必要とする資金につ いては、2億7千万円まで	
н	「パートナーシップ概集宣言」を「パートナーシップ概集宣言」 ボータルサイトに登録・公表している方	「パートナーシップ標業宣言」に 記載された方針に基づく取組を 実施するために必要な設備資金 および長期連転資金		基準利率	

# 労務費転嫁指針

## 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

2023年11月29日 内閣官房·公正取引委員会

#### 本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

#### 発注者として採るべき行動/求められる行動

#### ★行動①:本社(経営トップ)の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる<u>取</u> 組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で<u>社内外に示す</u>こと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

#### ★行動②:発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

#### ★行動③:説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

#### ★行動4: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライ チェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、 直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化 すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要 請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

#### ★行動⑤:要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた** 場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

#### ★行動⑥:必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、<u>必</u> 要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。